

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか				
			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		1	施設・設備の保守点検		○	
		2	人員配置		○	
		3	人材育成の取組		○	
	4	施設の補修・修繕		○		
		<p><評価の内容></p> <p>1：目視による点検を実施している。貸出用タブレットやタッチパネルは利用後の汚れをふき取るなど、清掃を行っている。</p> <p>2：専門員について、学芸員資格保有者、司書の専門的知識を持つ者を配置している。相談員について、行政経験者で相談業務や人権行政に従事した経験を持つ者を配置している。受付職員について、英語による接客対応が可能な者、接客経験の豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置している。</p> <p>3：人材育成の基本理念として、人材育成方針を策定して人材育成に努めるとともに、職員研修基本計画及び職員研修実施計画を策定し、計画的かつ効果的な職員育成に努めた。</p> <p>専門員について、外部機関、関連組織、当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させている。</p> <p>相談員について、専門機関の開催する研修に参加させている。</p> <p>受付職員について、施設見学者に適切な案内ができるよう、プラザの展示物や都の発行している冊子等を活用し、施設や人権課題に関する基礎知識を付与している。</p> <p>4：受付職員が施設巡回を毎日行い、補修等が必要な箇所の有無を目視により点検している。展示室UPSバッテリーやサイネージの不具合に、都と連携して適切に対応した。</p>				
	法令等の遵守	個人情報保護、報告等は適切に行われているか				
			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		5	個人情報保護の取組		○	
		6	情報公開の取組		○	
		7	環境配慮への取組		○	
8		各種法令等の遵守		○		
9		各種情報の管理		○		
10		都への報告・連絡		○		
11	情報事故への対応		○			
	<p><評価の内容></p> <p>5：「個人情報保護方針」を定め、適切に対応している。</p> <p>6：「情報公開要綱」を定め、適切に対応している。</p> <p>7：不要なコピー用紙の裏面活用等を行っているほか、事務室等の節電を徹底している。</p> <p>8：労働・契約関係の法令等を遵守して事業に取り組んでいる。また、ビル共有部利用時のルールを周知するなど、職員のコンプライアンス意識の向上に努めている。</p> <p>9：保管場所の施錠など「個人情報保護方針」に基づき対応を行っている。また、必要な情報に各担当者のみがアクセスできるようデータアクセスのID制御を適切に行っている。図書資料室には、クラウド型のシステムを導入しており、情報管理を徹底している。</p> <p>10：事故があった場合には、都に迅速に報告できるように体制づくりをしている。</p> <p>11：個人情報の漏えいや個人データの紛失事故等は発生しなかった。</p>					

管理状況	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか			
		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
	12	施設・設備の安全性の確保		○	
	13	防災への配慮		○	
	14	防犯への配慮・緊急時対策		○	
	15	施設・設備管理に関する書類等の管理		○	
	16	事故への対応		○	
		<p><評価の内容></p> <p>12：受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応している。利用者が誤って立入禁止場所に入らないよう、観葉植物での間仕切りを設置している。車いすの体験コーナーにおいては、職員立会いの下で乗車するよう管理運営している。</p> <p>13：「災害・事故発生時体制表」を作成し、利用者の安全を第一に考え、職員自ら臨機応変に行動できるよう消防器具の配置場所を周知するなど、日頃から防災意識を高める取組を心掛けている。「危機管理マニュアル」及び「組織行動マニュアル」を作成し、職員全員に周知した。ビル管理室と連携し、消防訓練に参加するとともに、消火器使用の実地訓練も行った。</p> <p>14：目視点検や監視カメラの活用により、安全確保に努めている。緊急時の利用者の安全を確保するため、受付、図書資料室、相談室1、2に設置されている警報ブザーについて、鳴動検査を実施するとともに、緊急時に押しやすい位置に変更した。</p> <p>15：自主点検表（テナント様式）を作成し、避難通路等の物品の有無、電気器具の配線の老化・損傷、終業時の火気の確認、トイレ内の可燃物、ゴミ箱等の確認を防火管理者が確認している。</p> <p>16：利用者に影響が生じる事故等は発生しなかった。</p>			
管理状況	適切な財務・財産の管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか			
		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
	17	収支状況		○	
	18	経理処理		○	
	19	都有財産（物品など）の管理		○	
	20	経理・現金に関する書類等の管理		○	
		<p><評価の内容></p> <p>17：30年度の収入済額は102,374千円であり、自己収支比率は61.71%だった。（対前年度比：88.61%）</p> <p>18：指定管理に係る経費は区分管理している。また、顧問税理士の指導を受けながら適切な経理処理に努めている。</p> <p>19：備品となる財産は、協定に基づいて所定の手続きを行い、半期末ごとに「物品管理者別物品一覧表」と現物を照合し、東京都に報告している。</p> <p>20：重要な証書・通帳等は金庫へ保管し、総務課長・調整担当課長・主任が鍵の施錠などを行い、慎重な管理に努めている。その他の経理・現金に関する書類は、施錠のできる書庫・キャビネットロッカー等で保管し、担当者が指定の場所への出し入れを行っている。</p>			

事業効果	事業実施・利用の状況	事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか				
		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る		
		21	利用者数	○		
		22	人権相談の実施状況	○		
		23	指定管理者による提案事業等の実施		○	
		24	他機関・関連施設・地域等との連携		○	
		<p><評価の内容></p> <p>21：人権学習会の積極的な受入、人権啓発事業の回数増等により、展示室と図書資料室の利用者数の合計は、9,576人と、平成29年度の利用者数に比べ116.14%と増加した。</p> <p>22：増加するインターネット上の人権問題に対応するため、平成30年10月から「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談を新たに開始した。平成30年度の一般相談、法律相談の件数の合計は、1,280件（一般相談：1,188件 法律相談：81件 インターネット法律相談：11件）に上り、平成29年度の件数に比べて126.98%と増加した。</p> <p>23：展示室では、学校、自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を、合計126団体と、平成29年度（110団体）を上回る数の団体に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。また、企画展示全3回は、新進の写真家による写真展を2回、路上生活を送った日系アメリカ人の絵画展を1回、それぞれ異なった視点から、若者にも親しみ易く、人権について幅広く考えてもらえる展示を行った。また、子供の自殺が多いとされる8月下旬から9月1日には、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行い、心の傷と命について考える機会を提供した。</p> <p>セミナールームでは、イスラム社会、ラップ、子育てマンガ、おもちゃ等、様々な観点から人権について考える都民講座を全6回実施し、講座の内容に応じたフォローアップ事業（専門員による関連課題のトークやテーマに即した交流会等）と併せ、参加者に深い学びの機会を提供した（参加者数618名）。また、子供人権教室として、夏休みの自由研究としても活用できる「アイヌの楽器 ムックリ」作りのワークショップ形式の教室や、障害者や高齢者でも遊べるおもちゃの体験教室を実施し、子供に親しんでもらえるよう工夫した（参加者数119名）。さらに、指導者養成セミナーとして、人権教育に携わる教員等を対象にした、アイヌの楽器ムックリの鳴らし方を学ぶ講座や、企業等の人権研修担当者を対象にした、日米比較の観点から職場のハラスメント対策を考える講演会を開催した（参加者数121名）。</p> <p>図書資料室については、アイヌや多文化共生をテーマとして、収蔵している絵本・書籍に関連する講座や専門図書室について考える講座を3回実施し、図書資料室の利用を促進した（参加者数199名）。</p> <p>24：周辺に所在する社会教育施設への訪問や周辺で実施される子育て行事への参加により、事業企画に資する情報を得るとともに、人権プラザのPRを行い、講座参加を促した。外部会場で多くの参加者が見込める人権啓発行事（自主事業）や、学校を対象とした体験学習会（補助事業）を開催する際に人権プラザのPRを行い、知名度向上を図っている。東京人権啓発企業連絡会と連携し、指導者養成セミナーへの企業からの参加者を募った。</p> <p>港区とは、区内公共施設と相互にチラシの配布協力を行ったほか、連携強化を進め、港区の管理職や教育委員会、社会福祉協議会に対する人権学習会を実施した。また、港区立施設での出張展示を積極的に実施した。</p>				

事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか				
			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		25	事業実施におけるサービス		○	
		26	施設全体におけるサービス		○	
		27	利用者の満足度		○	
		28	利用促進への取組		○	
	29	苦情、意見等への対応		○		
	<p><評価の内容></p> <p>25：各事業において、参加者の要望に応じて、手話通訳や点字レジュメの作成、託児サービスを手配している。 一般相談について、法律相談との連携を図り、人権相談から法律相談に繋げるなど、相談者の要望や内容を踏まえた対応を行った。</p> <p>26：受付職員について、海外在住経験や海外勤務経験を持ち、英語による接客対応が可能な者を配置した。受付職員間でサービスに差が生じないよう、申し送り事項等をノートに記録し、全職員が確認している。 筆談用ボードの配備、ホームページに掲載している交通案内における「ことばの道案内」の掲載など、障害者の利便性に配慮している。</p> <p>27：施設利用者アンケートによれば、施設内の各室や職員の対応などの全ての項目について、回答者の9割以上から満足の評価を得ている。</p> <p>28：小中学校向けとして、体験学習会（補助事業）の応募があった学校や人権学習会に参加した教員に施設PRを行った。 各実施事業について、都度、案内チラシ、広報東京都、TOKYO人権等により告知するとともに、人権プラザとセンターのHPに情報を掲載し、広報している。 また、最寄りの都営地下鉄の3駅に電飾看板を新たに掲出し、PRの強化を図った。</p> <p>29：苦情があった際には、日誌への記載、担当からの引き継ぎにより、受付職員から管理担当職員へ迅速に報告し、苦情等の内容が直ちに回答が必要な場合は相手方に説明を行うこととしている。トイレの位置を尋ねる来館者が多かったため、セミナールームの近くのドアの横にトイレ表示を設置し、来館者の利便性向上に努めた。</p>					
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか				
			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
30		施設の目的達成		○		
31		都及び関係機関等との連携		○		
32		都の政策と連動した事業の実施（配点×2）		○		
33	都の実施策への協力（配点×2）		○			
<p><評価の内容></p> <p>30：展示事業として、常設展示を活用した人権学習会を実施し、学校、企業、自治体からの依頼に応じて団体見学等の対応を行い、来館者への人権に関する理解の深化を図った。また、企画展示の実施により、常設展示への理解を補強し、人権についての想像力を更に喚起させる役割を果たしている。</p> <p>人権問題に関する一般向けの講座（都民講座）、学校や企業における人権啓発の指導者を養成することを目的とした講座（人権啓発指導者等養成セミナー）、主に小中学生を中心とした世代の子供を対象とした人権課題に触れるワークショップ形式の講座（子供人権教室）など、様々な層に応じた内容・手法のイベントを企画・実施した。</p> <p>31：事業実施に当たっては、都に対し月1回の企画説明を行うとともに、随時の意見交換を行い、効果的な啓発内容となるよう十分な協議、調整を行った。</p> <p>32：東京2020大会を控え、スポーツと社会的包摂・多様性をテーマとした企画展示、障害者とスポーツをテーマとした出張展示、特別展示「オリンピック・パラリンピックと人権」を活用した人権学習会など、スポーツと人権に係る様々な企画を実施した。 また、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定を受け、常設展示室の更新について都と調整を実施し、啓発パネルを作成した。</p> <p>33：東京ウィメンズプラザの人権啓発行事にパネルの出張展示を行った。 人権プラザ利用者や都民講座等の受講者に対して、東京150年記念グッズや東京2020大会広報PR用バッジを配布し、都の施策の広報に協力した。</p>						

【一次評価結果】

合計点 37点		2点×2項目=4	1点×29項目=29 2点×2項目=4	0点×0項目=0	
一次評価	全確認項目で中位の評価「水準どおり」を受けた場合の合計点を標準点として、確認項目評価の得点の合計点と比較する。 ※ 標準点（項目数×水準点）= 35点	S	A+	A	B
		確認項目評価の合計点が47点以上の場合	確認項目評価の合計点が44点以上46点以下の場合	確認項目評価の合計点が31点以上43点以下の場合	確認項目評価の合計点が30点以下の場合

特記事項	なし
要改善事項等	なし

【確認事項】

指定管理者の財務状況	財務状況について、適切な管理・運営のチェックがなされるとともに、安定的な財務運営が行われている。
------------	--

特命要件の継続	特命要件	有	無
	都が設立した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。	○	
	理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。	○	
	東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績並びにプラザに類する施設の管理運営及び人権相談業務実績を有する。	○	
	人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。	○	
	特命の前提となった施設の位置づけに変更がないか	変更なし	変更あり
	施策推進の重要な担い手となる団体の特性に変更がないか	団体の特性が十分に発揮されている	団体の特性が十分に発揮されていない
	都と適切な連携のもとに効率的に事業を実施したか	実施	未実施
特命に係る事業計画等に示された取組等は適切に進められているか。また、施設運営の改善など次年度以降の取組等に反映された特筆すべき事例はあるか	適切な実施状況	不適切な実施状況	